

◎企画振興部長(高田隆君)

地域担当職員制度の創設についてお答えいたします。

地域担当職員制度は、一般的に自治体職員を特定の地域担当に職務として位置づける仕組みであります。既に地域担当職員制度を導入している先進自治体におきましても、地域担当部局の職員が直接担うケースや市職員退職者や再任用職員を活用する自治体、出身地域の職員を充てるケースのほかに、その身分として専任であるか、本来業務との併任であるかなど、その制度設計はさまざまであります。

議員御提案の地域と行政がともにまちづくりに取り組み、安心して住み続けられる地域づくりを進めていくためには、職員みずからが地域活動に参画し、地域と向かい合いながらお互いの理解を深めることが有益であると考えております。

本市におきましても、新しい地域コミュニティ組織の設立の全市的な実施に向けた議論を進めていく中で、地域に寄り添った人的支援として先進地の事例も参考にしながら、どのような仕組みが本市の進める市民協働でつくるまちづくりにふさわしいか、今後丁寧に検討してまいりたいと考えております。